

平成 23 年 5 月 19 日

各位

会社名 株式会社中央倉庫
代表者名 代表取締役社長 湯浅 康平
(コード番号 9319 大証二部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 佐藤 廣次
(TEL 075-313-6151)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」と平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 131 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 現行定款第 4 条の公告方法を、公告の迅速化と効率化のために、電子公告にするものであります。
- (2) 「会社法」第 194 条第 1 項により、株主の皆様の便宜を図るため、単元未満株式の売渡請求に関する規定（変更案第 8 条）を新設するとともに、単元未満株式についての権利に関する規定（変更案第 9 条）に当該請求をする権利の追加をするものであります。
- (3) 上記のほか、条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 23 年 6 月 29 日（水曜日）
平成 23 年 6 月 29 日（水曜日）

以上

<別紙>

1. 変更の内容

現行定款と変更定款案の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (公告方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞および京都市において発行する京都新聞に掲載する方法により行う。	第1章 総 則 (公告方法) 第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。 <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第2章 株 式 第5条～第7条 (条文省略)	第2章 株 式 第5条～第7条 (条文省略)
(新 設)	<u>(単元未満株式の買増し)</u> 第8条 当社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。
(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (新 設)	(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>(4) 前条に定める請求をする権利</u>
第9条～第50条 (条文省略)	第10条～第51条 (条文省略)